

溶接専門部会規約

制定 平成10年2月24日
第12次改正 令和6年2月8日

(目的)

第1条 溶接専門部会（以下、専門部会という。）は、発電用火力設備の溶接に関する技術的事項の調査研究を行い、規格の作成、技術基準解釈改正原案の作成及び関連文書の作成等を行う。

(専門部会の構成)

第2条 専門部会の委員は専門部会の承認を得て、部会長が委嘱する。

- 2 委員の承認は第7条第2項に従って行う。
- 3 専門部会は次の委員により構成する。

部会長

委員（原則として30名以内）

- 4 部会長は専門部会委員の互選によって委員の中から選任する。
- 5 部会長を選出するときは委員の推薦する部会長候補者について単記無記名投票又は挙手を行い、出席委員の過半数を得た候補者を部会長に選任する。過半数を得た候補者がいなかった場合、上位得票者の2名について再投票又は挙手を行い、多数を得た候補者を部会長に選任する。得票が同数の場合は抽選による。
- 6 部会長は専門部会を代表して会務を総括し、また、専門部会を召集し、その議長となる。ただし、第5条第1項に関する部会長解任に関する審議については、その議長となることはできない。
- 7 必要に応じ部会長は部会長代理を指名することができる。
- 8 部会長代理は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 9 委員は専門部会の目的に照らし、学識経験者、材料メーカ、プラントメーカ、電気事業者、規格関連団体等の専門家で構成する。なお、委員は同一組織から1名を基本とするが、特に専門性が認められ、公平性が確保されることを専門部会で確認した場合は、この限りではない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、原則として委嘱開始から2年とする。

- 2 部会長の任期は、選任開始から2年とする。
- 3 委員の交代による交代委員の任期は、前任者の残存任期とする。
- 4 委員は第1項に掲げる任期満了となる日の3ヶ月前までに、委員を継続するか否かを部会長に申し出なければならない。委員継続の採否は第2条第2項に従って行う。

(委員の代理者)

第4条 委員はやむを得ず専門部会を欠席する場合、代理者を出席させることができる。代理者は委員と同じ権利を有する。

(委員の倫理)

- 第5条 専門部会は委員又は部会長が次に該当すると認められる場合においては、当該委員又は部会長に反論の機会を与えた上の審議の結果、これを解任することができる。
- 一 専門部会活動の中立性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合
 - 二 専門部会活動に著しい損害を与えた場合
 - 三 専門部会活動で知り得た機密情報を専門部会の同意無しで他に漏らしたり、流用した場合
 - 四 専門部会活動について利益相反行為を行った場合
- 2 専門部会の委員解任の報告があった場合に、部会長は当該委員に委員解任を通知する。
- 3 専門部会の部会長解任の報告があった場合に、一般財団法人発電設備技術検査協会(以下、協会という。)の理事長は部会長に解任を通知する。

(専門部会の開催)

- 第6条 専門部会は原則として年2回開催する。
- 2 部会長は審議事項とその内容に応じて、臨時に専門部会を開催することができる。
 - 3 専門部会の定足数は全委員数の三分の二以上とする。
 - 4 部会長は専門部会の開催にあたっては、開催日時、会場、議題を2週間以上前に委員に連絡する。また、必要に応じて専門部会資料を事前に配布する。

(決議方法)

- 第7条 部会長は専門部会での決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の賛成を得て行う。
- 2 専門部会での議案の決議は部会長の判断により書面投票又は挙手により行う。
 - 3 専門部会が挙手による決議を行う場合は賛成票が投票数の五分の四以上であるとき、これを決議とする。
 - 4 専門部会が書面投票による決議を行う場合は次の手順による。
 - 一 委員は部会長が発送した投票用紙で、議案に対する賛成若しくは、意見を付した反対(以下、意見付き反対という。)、保留又は棄権を、投票用紙発送の日から30日以内に行うものとする。議案は意見付き反対がなく、賛成票が投票数の三分の二以上であるとき、これを決議とする。

なお、意見対応のため、決議された内容を技術的に変更する場合は、2週間の期限付きで、投票を行う。技術的な変更であるかは、部会長が判断する。議案は意見付き反対がなく、賛成票が投票数の三分の二以上であるとき、これを決議とする。
 - 二 意見付き反対があった場合、部会長は反対意見及び反対意見の対応を全委員に送付し、これにより投票を変更するかどうかを問い合わせる。この結果、意見付き反対が取り下げられ、賛成票が投票数の三分の二以上であるとき、当該議案は決議とする。また、対応の結果として提案の内容に変更を行う場合は、全委員に変更案を通知するとともに2週間の期限付きで、再投票を行うことができる。
 - 三 前号によって意見付き反対が変更されない場合、部会長は専門部会を開催してこの議案の再審議するものとする。審議の結果、専門部会がこの議案又はその修正案を再び決議するときは、この書面投票は第一号の手続きにより行い、議案又はその修正案は賛成票が投票数の三分の二以上であるとき、これを決議とする。

(検討グループの設置)

- 第8条 特定の分野における事項を調査、検討するため、必要に応じ、専門部会の下に検討グループを設置することができる。
- 2 検討グループの運営に関する細目については、専門部会が別に定める。

(説明者、常時参加者)

第9条 部会長は、必要に応じ専門部会に専門家等関係者を説明者として参加させることができる。

2 専門部会に常時参加を希望する者は、専門部会の承認を得て、常時参加することができる。常時参加者は、専門部会で意見等をいうことができるが、第7条の決議には参加できない。

(運営細目)

第10条 専門部会の運営に関し必要な細目については、専門部会が定める。

(事務局)

第11条 専門部会の運営に関する事務を処理するために、協会に事務局を置く。

(日本電気技術規格委員会への上程)

第12条 部会長は、専門部会の検討成果のうち、発電用火力設備の技術基準の解釈第10章の改正提案、解釈に引用される技術規格又は民間自主技術規格とすべきものを専門部会の承認のもと、原案として日本電気技術規格委員会に上程する。

(記録の保存)

第13条 審議資料は事務局において保存し、委員の希望がある場合にはこれを開示する。委員以外からの希望がある場合には部会長の了解後これを開示する。

2 審議資料の保管期限は10年を限度とする。

(審議過程の公開)

第14条 専門部会はその審議過程を公開し、希望者は傍聴者として出席することができる。ただし、専門部会資料については、専門部会の判断により傍聴者への配布を制限することができる。

2 専門部会の議事要旨は協会のホームページに公開する。

(本規約の改正)

第15条 本規約の改正は、専門部会の審議の上、第7条の手順に従って決議する。

附則

1 令和5年10月1日に部会長、部会長代理及び委員であった者は、令和7年9月30日までその任にあたる。

2 令和5年10月2日から令和7年9月29日の間に新たに部会長、部会長代理及び委員となった者は、令和7年9月30日までその任にあたる。